

卒業までの保存版

PTA ハンドブック

新潟市立女池小学校

2020年5月27日改訂版

新潟市立女池小学校PTA会則

第1章 総則

第1条（名称）本会は、女池小学校PTAと称し、事務局を女池小学校におく。

第2条（会員）本会は、女池小学校在籍児童の保護者、教職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）本会の目的は、次のとおりとする。

- 1 本会は、児童の福祉を高める。
- 2 本会は、会員相互が親和・協力して会員の資質の向上及び教育条件の改善に努める。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 児童の学業奨励に関する事項
- 2 児童の校外指導に関する事項
- 3 児童の教育振興に必要な行事の開催に関する事項
- 4 会員の親睦と教養の向上に関する事項
- 5 学校教育の環境整備に関する事項
- 6 教職員の研修に対する助成・協力に関する事項
- 7 地域社会における教育振興の拡充に関する事項
- 8 児童・会員に対する慶弔に関する事項
- 9 その他、必要と認めた事項

第3章 役員

第5条（役員）本会には、次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 若干名
- 4 会計監査 若干名
- 5 幹事 若干名
- 6 顧問 若干名

第6条（任務）役員の仕事は、概ね次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成してその会務を行うほか、会長の委嘱する各学年部、各専門部に所属して会務を行う。
- 4 会計監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。
- 5 幹事は、会務を円滑にするための諸業務を行う。また、事務局を構成して本会の会計並びに事務を執る。
- 6 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第7条（任期）役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 役員の仕事は総会から翌年度の総会までの1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員は、後任が決定するまで、その仕事をこななければならない。

第8条（選出）

- 1 役員の選出は、別に定める「新潟市立女池小学校PTA役員選出内規」により選出し、会長・副会長・会計監査及び幹事については、理事会で審議し、総会の承認を得る。
- 2 顧問については会長が委嘱する。

第4章 会議

第9条（種類・開催） 本会は、次の会議を開催する。

- 1 本会の会議は、総会、理事会、学年・学級委員会、専門部会、選考委員会とする。
- 2 総会は、年度初めに1回開催する。但し、会長が必要と認める時は、随時に開催することができる。また、書面会議や通信設備を用いて異なる場所にいる会長が総会を開催できる。
- 3 理事会は、随時に開催することができる。また、書面会議や通信設備を用いて異なる場所にいる会長が理事会を開催できる。
- 4 学年・学級委員会、専門部会、選考委員会は、随時に開催する。

第10条（構成と職務権限）

- 1 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関として決算、新役員の承認並びに予算、会則の改正、その他重要事項について審議・決定する。
- 2 理事会は、学年代表・専門部長を含む若干名、学年主任・専門部担当職員各1名、幹事及び学校代表をもって構成する。そして、原案の作成並びに会務の執行にあたるほか、臨時総会の開催の決定、臨時または緊急な事項について、総会に代わって本会の意思を決定する。
- 3 学年・学級委員・専門部会は、学級委員、専門部員で構成し、当該特別委員、選考委員の企画・活動について協議して行う。
- 4 特別委員会・選考委員会は、特別委員・選考委員で構成し、当該特別委員、選考委員の企画・活動について協議して行う。
- 5 前1号から4号までの事項は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、会則の改正は、理事会の審議を経て、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第5章 会計

第11条（経費）

- 1 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってあてる。
- 2 会費の額は、「新潟市立女池小学校PTA細則」で定める。

第12条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 細則

第13条（細則等） この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、細則等別に定める。

附則

- 1 本会則は、昭和44年4月1日より施行する。
- 2 本会則は、昭和63年4月21日より施行する。
- 3 本会則は、平成元年4月20日より施行する。
- 4 本会則は、平成2年4月19日より施行する。
- 5 本会則は、平成3年1月18日全面改正し同日施行する。
- 6 本会則は、平成10年5月2日部分改正し同日施行する。
- 7 本会則は、平成13年2月19日部分改正し同日施行する。
- 8 本会則は、平成24年4月20日部分改正し同日施行する。

新潟市立女池小学校PTA細則

第1章 学級PTA

- 第1条 本会は、各学級に学級PTAを組織し、相互の連携協力を図る。
- 第2条 学級PTAには、学級委員をおきその運営にあたる。
- 第3条 学級委員は2名とする。
- 第4条 各学級には学級代表1名、学級委員1名をおく。

第2章 学年PTA

- 第5条 本会は、学年PTAを組織し、学年学級間の連携協力を図る。
- 第6条 学年PTAは、当該学年の会員をもって組織する。
- 第7条 学年PTAには、学年代表1名、副代表1名をおく。

第3章 学校PTA

- 第8条 本会の理事は、正・副学年代表、正・副専門部長、学年主任、専門部担当職員1名をもって構成する。
- 第9条 教職員の専門部所属については、学校当局に一任する。
- 第10条 各専門部の所属員数は、次のように定める。
- 文教・保体部 各学年×3名
 - 広報部 各学年×3名
 - 校外活動部 2～5年×1名、6年×2名
- 第11条 会長が、会務運営上必要と認めた特別委員会の所属員数は、適宜とする。

第4章 専門部

- 第12条 本会の目的を達成するために次の専門部をおき、概ね下記の事業を行う。
- 文教・保体部
 - ・会員の教養に関すること
 - ・会員の保健体育、親睦に関すること
 - ・その他文化教養・保健体育に関すること
 - 広報部
 - ・会報の発行に関すること
 - ・その他広報に関すること
 - 校外活動部
 - ・校外の生活指導や児童の健全育成に関すること
 - ・児童の交通安全指導並びに地域の環境整備に関すること

第5章 会計

- 第13条 本会の会費は、次のとおりとし、8月と3月を除き毎月、金融機関口座振込により徴収する。2月は調整月とする。
- 児童1名会員・学校職員 月額 400円

第14条 本会の会計事務は、次のとおりとする。

- 1 収入、支出に関する事務
- 2 出納簿の記入、整理・保管
- 3 通帳、受領書の保管
- 4 その他会計に関する事項

第15条 予算書に明示されていない物件の支出は、会長の承認を得て行う。

第6章 慶弔

第16条 会則4条8号の規定による慶弔金贈呈等については、次のように定める。

- 1 病気の場合
児童の病気・事故等による欠席
2週間以上4週間未満 5,000円
4週間以上 10,000円
- 2 弔事の場合
児童及び会員が死亡した場合
それぞれ10,000円の香典をおくり、PTA代表が弔意を表す。
- 3 非常変災の場合等その他本条によりがたい場合は、会長と事務局と協議して決定する。

第7章 付則

第17条 会長が会務運営上、特に必要と認めた場合、特別委員会を設けることができる。

第18条 PTA活動補償費制度への加入については、当分の間、自動的に加入することとし、加入に疑義が生じた場合に協議することとする。

第19条 本細則の改正は、理事会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第20条 (付則)

本細則は、平成3年1月18日から施行する。

本細則は、平成10年4月24日改正同日発効。

本細則は、平成13年2月19日部分改正し同日施行する。

本細則は、平成16年2月2日部分改正し同日施行する。

本細則は、平成24年4月20日部分改正し同日施行する。

本細則は、令和2年5月27日部分改正し同日施行する。

■女池小学校PTA役員選出内規

1 役員選出にあたり

- ① 全会員に公平であるように考慮し、仕事の分担を図る。
- ② 各役員の仕事の分かりやすく示し、関心のある活動が選べるようにする。

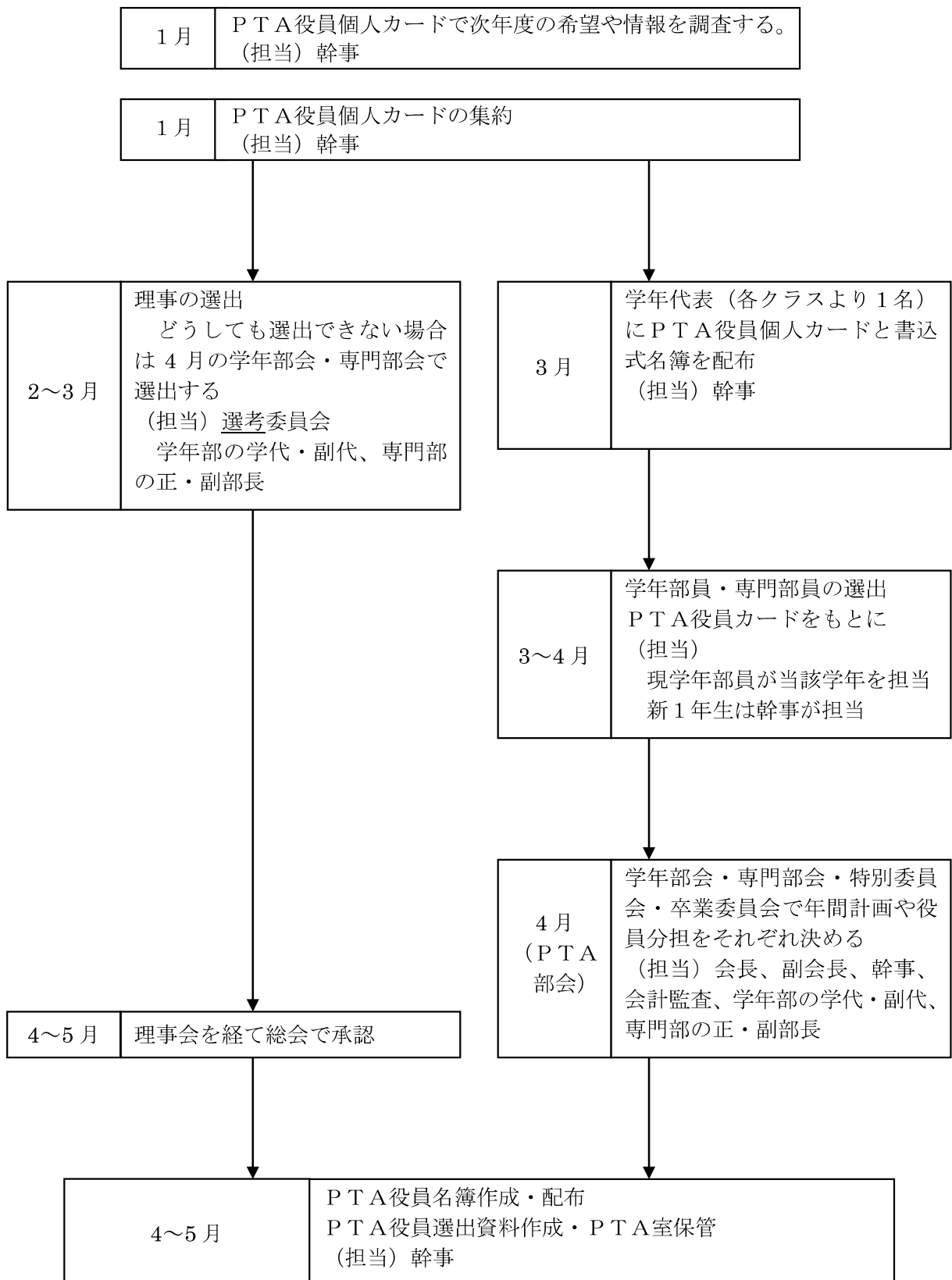
2 役員選出についての申し合わせ

- ① 選考委員会は、会則第5条に掲げる会員の中から若干名を現会長・副会長及び幹事の合議を経て会長が推薦し、理事会が委嘱する。
(通年では6学年の学年代表が選考委員長・副代が副委員長となる)
- ② PTA四役(会長・副会長・会計監査・幹事)は、選考委員会において立候補・推薦の受理により候補を絞り、当該者の意思の確認をして選出される。
学年部員・専門部員は、原則として、現学年部員が自分の学年の選出にあたる。但し、新1年生は幹事が担当する。
さらに、理事会を経て総会で承認される。
- ③ 原則として、子ども1人につき6年間に1回の役員を経験する。
この場合の役員とは会長・副会長・会計監査・幹事・学年代表・副代表・学年部員・専門部長・副部長・文教保体部員・広報部員・及び育成部員の中の青少年街頭育成員・青少年育成協議会委員をしめす。
- ④ 役員個人カードで毎年希望や情報を集め、選出の参考にする。(選考委員会の元で幹事が集計などを行うこととする)
- ⑤ 役員個人カードが提出されなかった場合は、選出にあたる者が責任を持って割り振る。
- ⑥ 理事を連続同じ所属で行うことは好ましいので優先される。
但し、その場合は、選考委員会の承認を得る。
- ⑦ 正・副育成部長は、PTA会員の2年～5年×1名、6年生×2名から選出する。
- ⑧ 教職員の幹事と学年部・専門部所属については、学校当局に一任する。
- ⑨ 学級委員については年度の途中で欠員が生じた場合、補員する事ができる。
- ⑩ 転校してきた場合は、その子の学年や前学校での役員経験を考慮する。

3 役員ポイントについて

- ① PTA役員経験者対し、ポイントを加算する。このポイントは、児童1人に付き在学中に1回役員を経験する原則の下、児童数が少ない学年においては複数回当たる可能性があることから、役員選出に当たって考慮される。
- ② 会長、副会長、会計監査、幹事、理事(正・副学年代表、正・副専門部長)は1回あたり2ポイント、学級委員および専門部員は1ポイント。
- ③ 加算されたポイントは当該児童に限り、兄弟姉妹には利用できない。

■役員選出方法(例)



■役員等の担当事業内容一覧

会長・副会長	会長1名 副会長若干名 (おおむね3～4名)	○総会、理事会(年4～5回) ○議員懇談会 ○鳥屋野地区6校協議会(年3回) ○鳥屋野地区育成協 ○入学式・卒業式・運動会参加 ○各種研修会参加 ○会務の総括
会計監査	若干名(おおむね2～3名)	○会計の監査と総会での報告 ○総会、理事会(年4～5回) ○役員名簿作成 ○各種研修会参加 ○理事会報告書の発行 ○その他会務を円滑にするための諸業務
幹事	若干名(おおむね3～6名)	○総会、理事会(年4～5回) ○会計 ○各種研修会参加 ○理事会報告書の発行 ○役員個人カードと全校役員名簿の作成・発行 ○その他会務を円滑にするための諸業務
上記以外の理事 学年部学年代表 副代表 専門部長 副部長	各学年部 (学代・副代各1名) 各専門部 (部長1名・副部長2名)	○総会、理事会(年4～5回) ○各種研修会参加 ○学年部会または専門部会 ○学年部・専門部の代表としての業務 ○PTA4役の役員選考委員会
学年部	1～6年(各クラス2名)	○学年部会 ○学年行事の運営 ○次年度の学年部員・専門部員の選出
文教・保体部	18名(各学年3名)	○専門部会 ○研修会・スポーツ大会の開催 ○鳥屋野地区6校協議会主催の研修会・スポーツ大会に関する諸業務 ○運動会の手伝い
広報部	18名(各学年3名)	○専門部会 ○「己千舎」の発行 ○広報誌作成のための研修会参加
校外活動部	正・副部長(各1名) 青少年街頭育成員・青少年育成協議会委員(4名)	○専門部会 ○春の交通安全運動 ○育成事業に関する諸業務 ○育成だよりの発行